

文京区小児慢性特定疾病審査会条例について

1 制定理由

文京区児童相談所の設置に伴い、小児慢性特定疾病医療費助成事業が東京都から移管されることから、児童福祉法第19条の4第1項の規定に基づき「文京区小児慢性特定疾病審査会」を設置する。

2 制定内容

(1) 審査会の設置（第1条）

区長の附属機関として、文京区小児慢性特定疾病審査会を置く。

(2) 審査会の所掌事務（第2条）

区長の諮問に応じ、小児慢性特定疾病医療費助成事業における新規・更新申請のうち、医療費支給認定をしないことに関し審査を行い、区長に意見を述べる。

(3) 組織・委員（第3条・第7条）

ア 委員は6人以内で組織する。

イ 委員は、小児慢性特定疾病に関して知見を有する医師その他の関係者のうちから、区長が委嘱する。

ウ 会議は非公開とする。

3 施行期日

令和7年4月1日

【参考】

小児慢性特定疾病医療費助成の流れ

